

いばらき広域農業共済組合物品調達等に係る一般競争入札実施要領

(令和4年4月1日)

改正 令和8年8月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、経理規則第98条第1項の規定に基づき、いばらき広域農業共済組合（以下「組合」という。）が発注する物品の購入及び役務の調達等に係る一般競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な参加資格及びその申請手続き等に関し必要な事項を定めるものとする。

(参加資格)

第2条 入札に参加しようとする者は、次の各号のいずれにも該当しない者でなければならない。

- (1) 契約を締結しようとする能力を有しない者（契約締結のため必要な同意を得ている被補助人、被保佐人又は未成年者を除く。）及び破産者で復権を得ない者
- (2) 国、県及び各地方公共団体から参加資格の登録の取消しを受け、入札参加資格喪失期間を経過していない者
- (3) 個人情報保護のための適切な措置を講じていない者
- (4) 反社会的勢力及びそれらと関係のある者
- (5) 上記以外の参加資格については、発注する課が定めるものとする。

(入札の公告等)

第3条 入札の公告にあたっては、組合定款第7条第1項の規定に基づき公告する。

(申請)

第4条 入札参加希望者は、入札参加希望申請書（様式1）、契約に係る指名停止に関する申立書（様式2）及び会社概要等の確認できる資料を公告した提出期限までに組合へ提出しなければならない。

- 2 提出期限までに入札参加希望申請書及び会社概要等を提出しない者又は入札参加資格のないと認められた者は、入札に参加することができない。
- 3 提出された入札参加希望申請書及び会社概要等資料は、次に定めるところにより取り扱うものとする。
 - (1) 提出後の差し替え及び再提出は原則として認めない。
 - (2) 入札参加希望申請書及び会社概要等の作成に係る費用は入札参加希望申請者の負担とする。
 - (3) 提出された入札参加希望申請書及び会社概要等については、返却及び公表を行わず、他の用途には使用しない。
 - (4) その他必要がある場合には組合長が定める。

(入札参加資格の確認)

第5条 入札参加資格の有無については、審査の上、入札参加資格の有る者については、入札参加承認通知書(様式3)で通知する。

2 入札参加資格がないと認めた者に対してはその理由を付すとともに、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる旨を併せて通知する。

(入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明)

第6条 入札参加資格がないと認められた者は、前条第2項に定める通知を受けた日の翌日から起算して3日以内(休日を含まない。)に、組合長に対して入札参加資格がないと認めた理由について書面により説明を求めることができるものとし、書面の提出は総務課へ持参するものとする。

2 前項の説明を求められたときは、原則として前項の入札参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる最終日の翌日から起算して4日以内(休日を含まない。)に説明を求めた者に対し書面により回答する。

3 説明を求めた者に入札参加資格があると認める場合には、前条第2項の通知を取消し、改めて入札参加資格のある旨の通知を行う。

(仕様書の閲覧等)

第7条 入札参加希望者は、当該入札の仕様書を公告に示す方法で閲覧を受けなければならない。

2 仕様書の閲覧の期間は、公告の期間とする。

3 仕様書に関する質問は、質疑受付書(様式4)により作成し、発注する課に提出するものとする。

4 質疑受付書の受付期間は、公告に示す期間とする。

5 質疑受付書の提出があった場合は、発注する課はその質問等に対する質疑応答書(様式5)により回答する。

(入札の無効)

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

(3) 仕様書等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

(4) 入札者の記名押印がない入札

(5) 入札金額を訂正している入札

(6) その他入札に関する条件に違反してなされた入札

(開札の立会)

第9条 組合長は、入札書(様式6)等の確認のため当該入札事務に関係のない職員2人を開札立会人とする。

(開札)

第 10 条 開札は、公告に記載した開札日時に行うものとする。

2 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、落札決定を保留した上で、あらためて当該入札参加者に出席を求め、くじを引かせて落札者を定めるものとする。

(入札結果の通知)

第 11 条 組合長は、落札者を決定した場合は、速やかに入札者に入札結果を通知するものとする。

(改正手続)

第 12 条 この要領の改正は、理事の過半数によって定める。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領の改正は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

(様式1)

入札参加希望申請書

この度、いばらき広域農業共済組合が行う常陸太田支所空調設備修繕工事の入札「いば広農共公告第8号」に参加したいので申請いたします。

令和 年 月 日

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

⑨

電話並び FAX

いばらき広域農業共済組合
組合長理事 細田 哲司 殿

(様式2)

契約に係る指名停止に関する申立書

令和 年 月 日

いばらき広域農業共済組合
組合長理事 細田 哲司 殿

所在地
名 称
代表者

㊞

当社は、貴殿発注の物品・役務契約の履行地域において、現在、農林水産省の機関から物品・役務契約に係る指名停止の措置を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(注) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波事務所をいう。

(様式 4)

令和 年 月 日

質 疑 受 付 書

いばらき広域農業共済組合
総務部 総務課 行き

住所(所在地)
商号又は名称
担当者名 (印)
電話番号 ()
FAX 番号 ()

質問等 番 号	質疑事項	備考

FAX(029-350-2773)まで